

バリアフリーリフォーム減税 & 同居対応リフォーム減税が受けられるのかを今すぐチェックしてください。

所得税の控除対象YES or NOチェック(投資型)

Q1 改修される住宅は、工事契約者ご自身の所有(名義)で居住されている住宅ですか？ YES NO

Q2 バリアフリーリフォーム減税をご活用の場合 ※同居対応リフォーム減税を活用される方はQ3へ
ご契約者様が以下のいずれかに該当しますか？ YES NO
①50歳以上の方(改修工事完了の年の12月31日までに50歳になる方も対象です。)
②介護保険法の要介護又は要支援認定を受けている方
③障がいのある方
④親族(65歳以上か②か③に該当)と同居

Q3 工事契約者様ご自身が所得税をお支払いですか？ YES NO
※所得税を払っている方がご契約者である必要があります。
※その年分の合計所得が3,000万円を超える方は適用になりません。
※(参考)サラリーマンの方は源泉徴収票の源泉徴収税額の欄等をご確認ください。
※住宅に関わる所得税控除適用中の方は最寄の税務署にご確認ください。

Q4 改修工事後の家屋の床面積は50㎡以上ですか？ YES NO
※改修工事後の家屋の床面積の1/2以上が、居住用であることが条件です。
※居住用部分(倉庫や店舗、車庫、賃貸部分除く)の改修工事費用が工事総額の1/2以上であることが条件です。

Q5 改修後6ヶ月以内に居住できますか？ YES NO
※工事後6ヶ月以内に居住を開始することが条件です。

Q6 バリアフリーリフォーム減税をご活用の場合
次のいずれかの工事を行い、かつ工事費が50万円を超えますか？ YES NO
①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け
⑥屋内の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

同居対応リフォーム減税をご活用の場合
Q7 次のいずれか1つ以上の工事を行い、かつ工事費が50万円を超えますか？ YES NO
①調理室を増設する工事 ②浴室を増設する工事 ③トイレを増設する工事
④玄関を増設する工事

Q8 他の補助金を引いた工事費が50万円を超えますか？ YES NO
(介護保険・各自治体補助金など住宅改修について)

Q7 他の補助金を受けていますか？ YES NO
(介護保険・各自治体補助金など住宅改修について)

残念ながら、お客様は減税の対象外のようにです

所得税控除の適用条件内です

TOTO

住宅
リフォーム減税
を**活用**して

おトクで便利に
リモodelできます。



浴室やトイレのリモdelにお使いいただけます！



同居対応をバックアップします！

最大 **バリアフリー**
リフォーム
20 万円
おトク

最大 **同居対応**
リフォーム
25 万円
おトク

最大 **耐震**
リフォーム
25 万円
おトク

最大 **省エネ**
リフォーム
25 万円
おトク

組み合わせて活用すれば**最大 95万円おトク** (太陽光発電を設置した場合は、最大105万円)

※上記金額は減税の工事費を最大に獲得した場合の例です。正式な金額は工事が完了し、確定申告後に決定となります。 ※所得税控除の適用条件があります。

詳しくは当店まで

住宅リフォーム減税投資型減税の概要

バリアフリーリフォーム減税の対象工事(実施期間/2021年12月末まで)

トイレ改修

トイレを改修する工事

- トイレを広くする工事
- 和式便器を洋式にする工事
- 洋式便器の座高を高くする工事

浴室改修

浴室を改修する工事

- 浴室を広くする工事
- 浴槽をまたぎ高さの低いものに取替える工事
- 浴槽への出入りを楽にする工事
- 身体の洗浄を容易にする水栓金具(シャワーを含む)を設置、または取替える工事

手すりの取付

出入り口の戸の改修

出入口の戸を改修する工事

- 開き戸を引き戸、折れ戸に取替える工事
- ドアのノブをレバーハンドルに取替える工事
- 戸車などの戸の開閉を簡単にする器具を設置する工事

段差の解消

通路等の拡幅

滑りにくい床材料への取替え

階段の勾配の緩和

■補助金などを除いたバリアフリーリフォーム工事費用相当額が、50万円を超えていること。
 ■居住用部分の工事費がリフォーム工事費用総額の1/2以上であること。(併用住宅の場合)

〈このような方が利用できます〉

■次のいずれかに当てはまり、賃貸でない、所有する住宅のリフォームを行う方。①50歳以上の方 ②要介護または要支援の認定を受けている方 ③障がい者 ④②か③に当てはまる親族または65歳以上の親族いずれかの同居人
 ■工事完了日から6ヶ月以内に居住している方。 ■工事後の住宅の床面積が50㎡以上であり、その1/2以上に居住している方。
 ■増改築等工事証明書などの必要書類を添付して確定申告できる方。 ■合計所得金額が3,000万円以下の方。

省エネルギーリフォーム減税の対象工事(実施期間/2021年12月末まで)

必須

すべての居室の窓全部の断熱工事

内窓の設置 外窓の交換 ガラス交換

床の断熱工事

天井の断熱工事

壁の断熱工事

■すべての居室の窓全部の断熱工事または、それと合わせて行う以下の工事。
 ①床の断熱工事 ②天井の断熱工事 ③壁の断熱工事 ④太陽光発電装置設置工事 ⑤高効率空調機の設置、取り替えまたは取り付け工事 ⑥高効率給湯器の設置、取り替えまたは取り付け工事 ⑦太陽熱利用システムの設置、取り替えまたは取り付け工事
 ■対象となる省エネ改修工事費用から補助金等を除いた額が、50万円を超えていること。 ■居住部分工事費用が、リフォーム工事総額の1/2以上であること。併用住宅の場合、すべての居室の窓全部の改修と①～③の断熱工事では、いずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること。

〈このような方が利用できます〉

■賃貸でない、所有する住宅のリフォームを行う方。 ■工事完了日から6ヶ月以内に居住している方。 ■工事後の住宅の床面積が50㎡以上で、その1/2以上に居住している方。 ■増改築等工事証明書などの必要書類を添付して確定申告できる方。
 ■合計所得金額が3,000万円以下の方。

耐震リフォーム減税の対象工事(実施期間/2021年12月末まで)

強い壁(耐力壁)を増やす

壁をバランスよく配置する

■現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事。

〈このような方が利用できます〉

- 賃貸でない、所有する住宅のリフォームを行う方。
- 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅のリフォームを行う方。
- 現行の耐震基準に適合させるための耐震リフォームを行う方。
- 住宅耐震改修証明書などの必要書類を添付して確定申告できる方。

※住宅リフォーム減税投資型減税は、リフォームローンの有無に関わらずご利用できます。

同居対応リフォーム減税の対象工事(実施期間/2021年12月末まで)

キッチンを増設する工事

●システムキッチンを設置
●ミニキッチンを設置

浴室を増設する工事

●浴室+給湯設備を設置
●浴室の設置(給湯設備の設置・取替えなし)
●シャワー専用浴室の設置(浴槽設置なし)

トイレを増設する工事

イメージ

玄関を増設する工事

●地上階 断熱玄関ドア ヴェナート(YKK AP)
●地上階以外

■同居対応リフォームとは、①キッチン、②浴室、③トイレ、④玄関のいずれかを増設する工事。(改修後、①～④のいずれか2つ以上が複数となるもの)
 ■標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、その額を控除した後の金額)の合計額が50万円を超えるもの。
 ※「標準的な工事費用相当額」とは標準的な工事費用の額として定められた箇所あたりの金額に、同居対応リフォーム工事を行った箇所数を乗じたものの合計額。

〈同居対応リフォームと補助対象の関係〉

リモデル工事例1	トイレとキッチンを増設	リモデル工事例2	キッチンを増設し、今あるトイレを改修																				
<table border="1"> <tr><th>工事前箇所数</th><th>工事後箇所数</th></tr> <tr><td>キッチン</td><td>1 → ②</td></tr> <tr><td>浴室</td><td>1 → 1</td></tr> <tr><td>トイレ</td><td>1 → ②</td></tr> <tr><td>玄関</td><td>1 → 1</td></tr> </table>	工事前箇所数	工事後箇所数	キッチン	1 → ②	浴室	1 → 1	トイレ	1 → ②	玄関	1 → 1	<p>▼</p> <p>キッチン、トイレ共に減税の対象</p>	<table border="1"> <tr><th>工事前箇所数</th><th>工事後箇所数</th></tr> <tr><td>キッチン</td><td>1 → ②</td></tr> <tr><td>浴室</td><td>1 → 1</td></tr> <tr><td>トイレ</td><td>2 → ② 改修</td></tr> <tr><td>玄関</td><td>1 → 1</td></tr> </table>	工事前箇所数	工事後箇所数	キッチン	1 → ②	浴室	1 → 1	トイレ	2 → ② 改修	玄関	1 → 1	<p>▼</p> <p>キッチンのみが減税の対象</p>
工事前箇所数	工事後箇所数																						
キッチン	1 → ②																						
浴室	1 → 1																						
トイレ	1 → ②																						
玄関	1 → 1																						
工事前箇所数	工事後箇所数																						
キッチン	1 → ②																						
浴室	1 → 1																						
トイレ	2 → ② 改修																						
玄関	1 → 1																						

〈このような方が利用できます〉

■賃貸でない、所有する住宅のリフォームを行う方。 ■工事完了日から6ヶ月以内に居住している方。 ■工事後の住宅の床面積が50㎡以上であり、その1/2以上が居住用である方。 ■増改築工事証明書などの必要書類を添付して確定申告できる方。 ■合計所得金額が3,000万円以下の方。

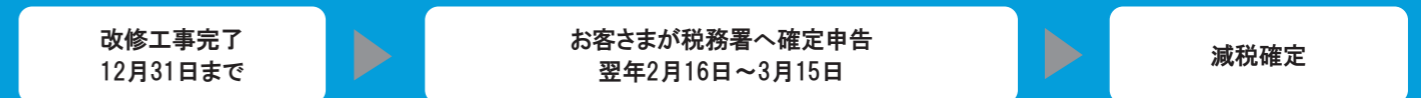
国が定めた工事費用相当額等から控除される所得税の金額が決まります。

控除される所得税の金額は、国が定めた標準的な工事費用相当額から補助金等を引いて計算します(控除対象限度額があります)。

計算方法	控除対象限度額	最大控除
1、2のいずれか少ない額		
1 国土交通大臣が定める改修の標準的な工事費用相当額 - 補助金等*		
2 控除対象限度額		
× 10%		
1回		
*補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの		
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円 (太陽光発電設置 350万円)	25万円 (太陽光発電設置 35万円)
耐震	250万円	25万円
同居対応	250万円	25万円

※4種類の所得税減税を組み合わせて活用することもできます。

所得税の控除には、確定申告が必要です。



※サラリーマンの方など先に所得税を納税済の方については、確定申告後の還付金が申告用紙に記入した金融機関の口座へ振込まれます。
 ※所得税確定申告の際には登録した建築士事務所の建築士等が作成した「増改築等工事証明書」等の添付が必要です。

ご検討の
価値あり！

同居をお考えの方に
同居対応リフォーム減税の
ご活用をおすすめします。

例えば 同居対応リフォーム減税を活用して、キッチンとトイレを増設

システムキッチンを増設すると**16.49万円** おトク



トイレを増設すると**5.32万円** おトク



キッチンとトイレの同居対応リフォーム減税で
対象となる国が定めた工事費

① システムキッチンを増設	1,649,200円
② トイレを増設	532,100円

※合計金額は同居対応リフォーム減税の工事費を
最大に獲得できた場合の例です。 **合計 2,181,300円**

システムキッチンとトイレ増設の
同居対応リフォーム減税
(281.1万円)×10%=**218,100円**※1

国が定めた工事費

(投資型の場合)

確定申告での減税額

※1 100円未満の端数は切り捨て

(その他の組み合わせ例)

システムキッチンと浴室の増設

システムキッチンを増設 1,649,200円
浴室を増設(給湯設備の設置・取替なし) 837,800円

※合計金額は同居対応リフォーム減税の
工事費を最大に獲得できた場合の例です。

合計 2,487,000円

248.7万円 × 10% = 248,700円

浴槽 + 給湯設備とトイレの増設

浴槽を増設(給湯設備の設置・取替あり) 1,406,000円
トイレを増設 532,100円

※合計金額は同居対応リフォーム減税の
工事費を最大に獲得できた場合の例です。

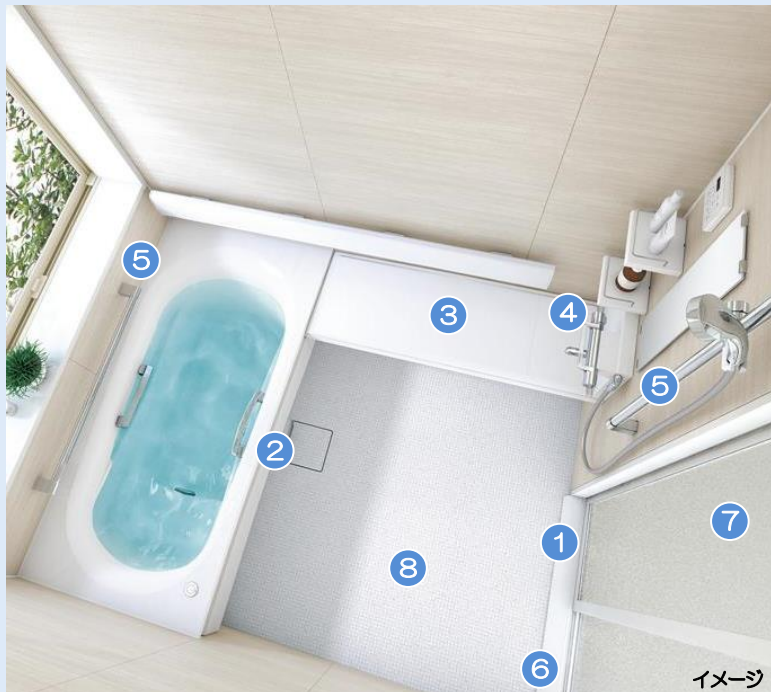
合計 1,938,100円

193.8万円 × 10% = 193,800円

※上記の金額は、あくまでも試算であり、減税額の目安です。正式な金額は工事が完了し、確定申告後に決定となります。

例えば バリアフリーリフォーム減税を活用して、浴室とトイレをリモデル

浴室を改修すると13.17万円 おトク



イメージ

浴室の改修工事でバリアフリー減税の対象となる国が定めた工事費

- ① 浴室への出入口を拡張 189,900円
- ② 浴槽のまたぎを低くする 495,400円
- ③ 浴槽への出入りを容易にする設備 26,800円
- ④ 使いやすい水栓金具の設置 56,500円
- ⑤ 手すりの設置(2本) ※取付けた手すりの本数分が減税対象 66,800円
- ⑥ 出入口の段差を小さくする 305,910円
- ⑦ 開き戸を引き戸に替える 149,400円
- ⑧ 床材を滑りにくくする 26,650円

※合計金額はバリアフリー減税の工事費を最大に獲得できた場合の例です。合計 1,317,360円

※⑥⑧は1坪サイズの場合。

浴室工事のバリアフリー減税

131.7万円 × 10% = 131,700円 ※1

国が定めた工事費
(浴室)

確定申告での減税額

※1 100円未満の端数は切り捨て

トイレへの手すりと吊り戸の設置で
1.69万円 おトク



イメージ



イメージ

ひきドア (DAIKEN)

トイレの改修工事でバリアフリー減税の対象となる国が定めた工事費

- ア 手すりを設置する 33,400円
- イ 開き戸を吊り戸に替える 136,100円

合計 169,500円

トイレのバリアフリー減税

16.9万円 × 10% = 16,900円 ※1

国が定めた工事費
(トイレ)

確定申告での減税額

※1 100円未満の端数は切り捨て

浴室工事+トイレ工事のバリアフリー減税活用

浴室工事の
バリアフリー減税
131,700円

+

トイレ工事の
バリアフリー減税
16,900円

= 148,600円

おトク